

・町長選挙 候補者別公費負担額（届出順）

氏名	自動車の使用				ビラの作成	ポスターの作成	合計
	ハイヤー	自動車の借入	燃料代	運転手の雇用			
遠山 寛	0	60,000	16,160	50,000	37,550	52,200	215,910
梅田 修作	0	79,000	16,320	62,500	37,550	304,500	499,870
琴川 邦寛	0	75,000	17,854	60,000	37,550	354,090	544,494
合計	0	214,000	50,334	172,500	112,650	710,790	1,260,274

・町議会議員選挙 候補者別公費負担額（届出順）

氏名	自動車の使用				ビラの作成	ポスターの作成	合計
	ハイヤー	自動車の借入	燃料代	運転手の雇用			
松本 順一	0	79,000	13,272	60,000	0	304,500	456,772
三浦 義人	0	79,000	11,124	62,500	0	108,900	261,524
橋本 正行	0	79,000	15,840	62,500	0	348,000	505,340
木村 公男	0	77,000	15,657	0	0	52,113	144,770
井口 勝智	0	79,000	16,735	62,500	12,016	356,265	526,516
本林 宗興	0	0	16,684	62,500	12,016	52,809	144,009
米田 浩樹	0	65,000	10,631	62,500	12,016	231,507	381,654
中山 竹信	0	79,000	11,913	62,500	12,000	348,000	513,413
立花 照弘	322,500	0	0	0	12,016	130,500	465,016
河井 正人	0	78,650	14,544	62,500	11,200	261,000	427,894
澤田 正治	322,500	0	0	0	12,016	125,802	460,318
佐野 廣一	322,500	0	0	0	7,510	304,500	634,510
田淵 千洋	0	38,500	14,080	0	12,016	191,400	255,996
有年 祐規	0	0	10,448	62,500	0	261,000	333,948
合計	967,500	654,150	150,928	560,000	102,806	3,076,296	5,511,680

※「ハイヤー」は一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。

1 選挙公営（公費負担）制度とは

この制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぎ、選挙運動の機会均等を目的として、候補者の選挙運動の費用を公費負担するものです。

候補者と契約業者等との間で交わされた選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で、町が各契約業者等に直接その費用をお支払いします。

ただし、供託物が没収される候補者には、適用されません。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公営制度については、法及び条例で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

3 公費負担の限度額

- (1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考	
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日につき1台に限る）	1日／64,500円 （5日間）	1 の契約と 2 の契約は選択	
	2 1 に掲げる契約以外の契約の場合	① 自動車の借入契約（レンタル、個人、会社等からの借上げ）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日につき1台に限る）		1日／15,800円 （5日間）
		② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金		1日／7,560円 （5日間）
		③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額（1日につき1人に限る）		1日／12,500円 （5日間）

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第

3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公営制度を併用することはできません。

(2) 選挙運動用ビラ

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
$\begin{aligned} & \text{[作成単価と(ア)の少ない方の額]} \\ & \times \\ & \text{[作成枚数と(イ)の少ない方の枚数]} \end{aligned}$	7円51銭(ア)	[議会議員] 1,600枚 [町長] 5,000枚 (イ)

【例1】町議会議員選挙運動用ビラ3,000枚の作成を19,500円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $19,500 \text{円} \div 3,000 \text{枚} = 6 \text{円} 50 \text{銭}$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $6 \text{円} 50 \text{銭} \times 1,600 \text{枚} = 10,400 \text{円}$ が公費負担の対象となります。残りの1,400枚分9,100円は、候補者の負担になります。

【例2】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を41,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $41,000 \text{円} \div 5,000 \text{枚} = 8 \text{円} 20 \text{銭}$ になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $7 \text{円} 51 \text{銭} \times 5,000 \text{枚} = 37,550 \text{円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分3,450円は、候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスター

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
$\begin{aligned} & \text{[作成単価と(ア)の少ない方の額]} \\ & \times \\ & \text{[作成枚数と(イ)の少ない方の枚数]} \end{aligned}$	$\frac{525 \text{円} 6 \text{銭} \times 87 \text{枚} + 310,500 \text{円}}{87 \text{箇所 (ポスター掲示場数)}}$ $= 4,095 \text{円 (ア)}$	[ポスター掲示場数] 87枚(イ)

【例1】選挙運動用ポスター100枚の作成を500,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $500,000 \text{円} \div 100 \text{枚} = 5,000 \text{円}$ になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $4,095 \text{円} \times 87 \text{枚} = 356,265 \text{円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分143,735円は、候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター120枚の作成を144,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $144,000 \text{円} \div 120 \text{枚} = 1,200 \text{円}$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $1,200 \text{円} \times 87 \text{枚} = 104,400 \text{円}$ が公費負担の対象となります。残りの33枚分39,600円は、候補者の負担になります。